

ガスシステム改革の対応に向けた準備

1. ガスシステム改革の目的

- ① 新たなサービスやビジネスの創出
- ② 競争の活性化による料金の抑制
- ③ ガス供給インフラの整備
- ④ 消費者利益の保護と安全確保

2. 制度改正の主な内容

- ① 小売りの全面自由化による供給区域許可の廃止（地域独占の廃止）
- ② 小売料金の認可の廃止
- ③ ガス管網利用料金の認可制（届出から認可へ）

3. 現在の小売規制

- ① 小口（年間のガス使用量が 10 万m³ 未満）については、許可されたガス事業者以外の都市ガス供給は不可、小売料金は認可制。（お客様が希望した場合には 10 万m³ 以上の使用量であっても小口の認可料金で契約可能）。
- ② 大口（年間のガス使用量が 10 万m³ 以上）については、自由化されており供給区域外への供給が可能。料金・供給条件は自由化（相対合意）

4. 施行期日

- ① 公布の日から 2 年 6 月以内の政令で定める日（平成 29 年（2017 年）を目途）に施行
ガス事業法の改正法案は 5 月 21 日、衆議院本会議で賛成多数で可決。参議院で審議中
詳細な制度設計となる省令等については、現時点で未発表。

5. 課題

- ① 現行の低廉な料金水準を維持するために、引き続き大口のお客様を確保し、家庭でご使用のお客様を含め、市営ガスを選択いただくことによる販売量の維持と拡大。
- ② 安定供給と保安の確保を最優先として、より適切な設備投資と魅力あるお客様サービスの提供。
- ③ 原料の新たな供給者の出現が考えられる中で、さらなる低廉で安定した原料の確保。

6. 制度改正に伴う業務

- ① ガス供給条例の改正（平成 28 年第 4 回定例会を予定）
- ② 制度改正への業務見直し、電算システム等の改修
- ③ 一般ガス導管事業者許可申請
- ④ ガス小売事業者登録申請
- ⑤ 託送供給約款認可申請など

7. 企業局の取組状況

4 月より営業企画室長を委員長とし、全課長相当職を委員とする、ガスシステム改革検討委員会を立ち上げ検討を開始しております。また本日までに、より具体的な検討を行うため検討委員会内に

- ① 電算システムの改修を具体的に検討するお客様情報システム検討小委員会の設置
- ② 引き続き市営ガスを選択していただくことによる販売量の維持と拡大、魅力あるお客様サービスについて検討する顧客確保小委員会の設置

を行い、関係各課により検討することとしております。

また、託送料金の算定の考え方などについて今年度に入り 5 回の会議を実施しております。この他、本市では全国の公営 7 事業者で構成する日本ガス協会の公営企業ワーキンググループに参加し、他の公営事業者との連携を取りながら検討を進めております。